

# 令和7年度熊本市ボランティア活動保険のご案内

熊本市では、ボランティア活動等を安心して行うことができるように、「熊本市ボランティア活動保険」制度を設け、ボランティア活動中の思わぬ事故の救済に備えております。



## ■保険の特徴■

- 保険料は不要です（熊本市が保険料を負担し、保険会社と契約しています）。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後30日以内の手続きが必要です。
- 継続的・計画的なボランティア活動を行う団体が当保険制度の対象です。

※事故が発生した時の手続きや必要書類については、最後のページをご確認ください。

## ■保険の対象となる団体■

この保険の対象となるのは、ボランティア活動などの公益性のある活動を行うため、市民のみならずにより自発的に構成されたボランティア活動団体等のうち、次の要件を備えた団体です。

組織要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 代表者等が明らかな団体であること。</li><li>② 規約等でボランティア活動を行うことを明らかにしている団体であること。</li><li>③ 年間のボランティア活動の計画が明らかな団体であること。</li><li>④ 会員の範囲が明らかな団体であること。</li><li>⑤ 団体の事務所、活動拠点が熊本市内であること。</li></ul>
活動要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 無報酬で行う活動であること（ただし、実費弁償程度の場合も含む。）。</li><li>② 継続的、計画的な活動であること。 ※事前に作成された年間計画等で確認できる必要があります。</li><li>③ 公益性のある奉仕活動であること。</li><li>④ 政治、宗教及び営利を目的とした活動でないこと。</li></ul>

【保険の対象となる団体の例】 ※どの団体も、規約(会則・定款)が必要です！

- ・ NPO 団体、ボランティア団体
- ・ NPO 法人(ただし、定款に記載されている事業については、保険の対象となりません。)
- ・ 自治会、子ども会、校区自治協議会など地域団体
- ・ 自主的に構成されたグループ 等

※NPO 法人以外の法人格のある団体は、公益活動を行っていても、当保険の対象となりません。  
NPO 法人は、法人の定款に記載された「事業」以外で行う公益活動(地域清掃など)を対象としています。

！注意！ 団体が行うボランティア活動の概要は、必ず規約(会則)等に記載してください。

## ■保険の対象となる活動■

活動の範囲	対象となるボランティア活動
(1)地域社会活動	清掃活動、資源回収、リサイクル活動、防災活動、防犯活動、交通安全活動、保健衛生活動、自治会、子ども会、校区自治協議会等地域団体の運営
(2)社会福祉活動	社会福祉施設等への援護活動、高齢者・障がい者等への援護活動
(3)社会教育活動	スポーツ活動、文化活動
(4)青少年育成活動	青少年育成団体の指導育成活動、非行防止パトロール
(5)その他社会奉仕活動	その他、市長が特に必要と認める活動

※計画的、継続的なボランティア活動(団体の活動趣旨に沿って、事前に計画し、数年にわたって行っている、または行う予定である活動)である必要があります。

※ボランティア活動保険の対象者は、表のような活動を行うボランティア活動の指導者及び活動者(実際にボランティアを行う方)です。

※ボランティア活動を行う際の事前準備(打合せ、会場設営など)も対象となります。

※草刈り機等使用中の事故が増えています。使用する前に必ず取扱説明書を読む、使用講習会を受講する、安全対策(周囲への声掛けや飛散防止ネットの使用等)を講じる等、十分にご注意の上、活動いただきますようお願いいたします。

!

### 保険の対象にならない主な例

- スポーツ、レクリエーション、祭り・イベント等の競技者・参加者の事故(指導者や運営従事者の指導・運営中の事故は対象です)
- 山岳救助、海難救助など危険な場所でのボランティア活動(目安として、建物3階以上の高さでの高所作業。ただし、高さに関わらず危険な活動は対象とならない場合があります。野焼き、山焼きなども対象外です。)
- 危険な機器等を用いるボランティア活動(チェーンソー等での伐採活動等、重機(ただし、小型のショベルカー、トラクターについては、傷害保険が対象となります。)を用いた活動等)
- 食中毒(細菌性またはウイルス性食中毒)を団体のスタッフ(活動者)が発症したとき(参加者に対する損害賠償責任保険は対象となります。)
- 自身(団体)の財物の破損や、会員間で貸し借りした物の破損
- 熊本市に対する損害賠償事故(熊本市が保険契約を行っており、第三者に該当しないため。)
- 他覚症状のないむち打ち症や腰痛
- 職務遂行中や職業に従事しているときの事故や学校管理下の事故
- 会員の親睦が目的のレクリエーション活動(親睦目的の花見やバーベキューなど)時の事故
- 政治、宗教若しくは営利を目的とするもの
- 自動車、又は原動機付自転車を運転している間に生じた損害賠償事故(傷害保険は対象。)
- その他、指導者等の故意による事故や飲酒中の事故、地震、噴火、津波等の自然災害によるもの
- 日本国外で行われるボランティア活動 等・・・

※くわしい内容を確認したい場合は、**地域政策課**までお尋ねください。(電話番号 096-328-2036)

# ■保険内容■

## 1 損害賠償責任保険

ボランティア活動中に、指導者若しくは活動者の過失により、第三者の生命、身体又は財物若しくは保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

※R7年度より、団体内（活動者間）の賠償責任についても対象となりました。

区 分	適 用	保 険 金 額
身 体 賠 償	1名につき	最高 5千万円
	1事故につき	最高 1億円
財 物 賠 償	1事故につき	最高 5千万円
保 管 物 賠 償	1事故につき	最高 3百万円

※市がその賠償責任を当事者に代わって負うものではないため、示談は、当事者間(団体の責任者と被害を受けた方)で行っていただきます。

## 2 傷害保険

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、ボランティア活動の指導者及び活動者が死亡、又は負傷した場合(医師による治療(医療機関の受診)が必要です。また、疾病は保険の対象となりません。)

区 分	適 用	保 険 金 額
死 亡	1名につき	3百万円
後遺障害	障害の程度により1名につき	最高 3百万円
入 院	180日を限度として	日額 3千円
通 院	90日を限度として(180日以内)	日額 2千円

※「急激かつ偶然な外来の事故」とは、突発的に発生する予知されない出来事で、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものです。

※清掃活動中等の虫刺されや熱中症による通院なども対象です。

## 3 保険の適用範囲

補償が適用される範囲は、集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間、並びに自宅から集合地まで及び解散地から自宅までの合理的経路の往復途上の事故も対象となります。

ただし、自動車(原動機付自転車を含む)の運行に起因するものは、損害賠償保険は該当せず、傷害保険のみが対象となります。

## 4 保険料など

熊本市が保険料を負担し、保険会社と契約していますので、保険料は不要です。

事故発生日から30日以内に団体の代表者が熊本市に事故の報告を行い、熊本市は、団体の要件や活動内容を確認し、保険会社に通知します。保険金額の認定・支払いについては保険会社から直接負傷者等にご連絡します。

# ■保険期間■

保険期間は、令和7年(2025年)4月1日16時から令和8年(2026年)4月1日16時までです。

## ■事故が発生したときの手続き■

<p>①事故が起きたとき</p>	<p>活動者は怪我などがあれば、<u>すぐに団体の代表者へ連絡</u>します。          (事故が起きた時間、活動内容、場所を記録し、事故現場や破損した物(損害賠償の場合)の写真を撮ってください。病院に行き、領収証を保管してください。)          代表者の方は、<u>事故発生から30日以内</u>に担当課(下記連絡先)へお電話を！          ※担当課がわからない場合は、<u>地域政策課</u>へご連絡ください。          ※事故発生から60日以内の報告は事故として受付を行います。保険金の減額や、保険金が支払われない場合があります。また、遅延理由書等をいただく場合があります。</p>
<p>②事故報告兼事故証明書の作成</p>	<p>担当課に連絡後、<u>事故報告書兼事故証明書(様式第1号)</u>を作成します。代表者の方が作成してください。入院、通院中でも申請ができます。          ※熊本市 HP から様式のダウンロードが可能です。</p>
<p>③事故報告書類一式の提出</p> <p>&lt;提出先&gt;          担当課へ郵送もしくは直接ご提出ください。</p>	<p><u>事故報告書の際に必要な書類</u></p> <p>(1)熊本市ボランティア活動保険事故報告書兼事故証明書(様式第1号)          (2)団体の規約(会則・定款など)          (3)今年度活動計画書、昨年度活動報告書(任意の様式)          (4)事故当時のボランティア活動のチラシ等、活動の詳細がわかるもの          (5)事故が起きた場所の地図          (6)事故に関する写真、修理見積書など</p> <p>※(2)～(3)の添付書類は、団体の要件や活動の要件の確認に必要なため、<u>必ず添付してください</u>。          ※(4)～(6)は事故の状況確認に必要です。<u>往復途上の事故の場合は自宅、事故現場、ボランティア活動場所の位置関係がわかる地図を添付してください</u>。          特に、<u>損害賠償事故の場合は必ず写真を撮るようにしてください</u>。          ※会員名簿の提出を求める場合がありますので、普段から整理されてください。</p>
<p>④保険に適合するか確認</p>	<p>提出された書類から、団体の要件や活動要件、事故の状況を確認し、本保険の要件を満たしている場合、保険が適用されます。          ※審査の結果、保険の対象外となる場合があります。</p>
<p>⑤保険会社から連絡、手続き</p>	<p>熊本市から保険会社に通知し、保険会社から直接負傷者の方等にご連絡を取り、保険金請求等の手続きを行います。          保険金額の確定、支払いなどは保険会社から直接行われます。</p>

<保険のお問い合わせ・事故発生時のご連絡先>  
 【担当課】(団体ごとに担当課が異なります)

※別添 Q&A P7～P11 に主な団体の担当課の記載があります。ご確認ください。

★HPはこちら



<保険制度等のお問い合わせ先>

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 12階

熊本市 地域政策課 電話 096-328-2036

※令和7年4月の組織改編により、地域活動推進課は地域政策課に統合されました